

連携で目指す新たな事業展開

事業者

上限100万円まで
(補助率1/2)

連携発展支援補助金

対象事業例

申請受付のお知らせ



農家と連携して地場産野菜を使った、商品を複数店で展開!



マルシェ、商品券、展示会等、独自の消費喚起事業を実施!



人材の養成、確保のために複数事業所合同で研修会を開催!



キッチンカー等の共同所有、レンタルで市外へ販路を拡大!

— 申請受付期間 —

令和4年6月1日(水)~12月28日(水)まで

※予算上限に達するなど、事前の予告なく受付を終了する場合があります。

※郵送でのご申請の場合であっても、12月28日(水)必着となります。

補助対象者

2者以上の市内事業者(※)で構成される連携グループ

※グループの代表になれる事業者等…市内中小企業者(個人事業主等を含む)、農業者

※グループの構成員になれる事業者等…上記を含め、大企業、組合法人、商工業団体等

※連携する業種に縛りはありません。

様式等のダウンロード

申請書などの様式は下記の市公式HPからダウンロードできるほか、商工課窓口でも配布しています。

※申請要領などは順次アップロードいたします。

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,93203,129,735.html>



【問い合わせ先・申請窓口】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野1-1

TEL : 048-982-9697 (直通) FAX : 048-981-5392 (代表)

E-mail : syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp



©yoshikawa

事業者連携発展支援補助金の概要

補助額

補助上限額 100万円

※1,000円未満は切り捨て

となります。

※補助率 $1/2$

補助対象期間

令和4年4月1日～

令和5年1月31日まで

※上記期間外の事業や経費は対象外となります。

対象経費

- (1) **令和4年4月1日以後**に開始した事業に係る経費。
- (2) **令和5年1月31日**までに支払が完了する経費。
- (3) 社会通念上相当と認められる範囲内の額である経費。
- (4) 他の補助金を受けていない経費。

対象事業

- ・ 販路拡大、販売促進事業等
- ・ 新商品、新技術等開発事業
- ・ 業務改善、人材育成事業
- ・ 情報化促進事業
- ・ 新たなビジネスモデル創造事業
- ・ 地域経済の持続的発展事業

必要書類

- (1) 連携グループの構成事業者名簿（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 連携グループを構成する全ての事業者の誓約書（様式第4号）
→連携グループのメンバー全員分の署名捺印が必要です。
- (4) 事業に係る経費を確認できる見積書等
- (5) 代表事業者及び構成事業者が市内に住所又は事業所を有することを証する書類
→連携グループのメンバー全員分が必要です。
- (6) 市税等を完納していることを証する書類
→市内に在住、所在、登記がある場合は不要。市外在住の場合は、居住地の市町村で納税証明書を取得してください。

※記載されている内容以外にも要件があります。
詳細はHPへアクセスしてください。